

平成20年度丸亀市包括外部監査の結果
に基づき講じた措置及び同結果に付され
た意見への対応内容

平成21年12月

丸 亀 市 監 査 委 員

丸亀市監査委員公表第3号

平成20年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び同結果に付された意見の対応について、丸亀市長から通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年12月25日

丸亀市監査委員 三谷英昭

丸亀市監査委員 内田俊英

目 次

丸亀市の環境関連事業、市に事務局を置く団体

包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び同結果に付された意見への対応について

(1) 生活環境部 クリーン課	1～7
(2) 都市経済部 農林水産課	8
(3) 上下水道部 下水道課	9～11
(4) 農業委員会	12～13

なお、包括外部監査の結果及び意見、講じた措置及び対応状況については、原文を掲載しておりますが、内容等詳細については、丸亀市ホームページの「監査」、「包括外部監査」の「平成20年度丸亀市包括外部監査報告書」をご参照ください。

平成 20 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び同結果に付された意見への対応について

生活環境部 クリーン課

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
結果	1	商工会議所による平成 20 年 5 月時点での管理状況は良好であったが、委託開始から継続して良好であったことを立証し得る状況ではない。 (意見) 市では、商工会議所からの月次記録の整合性を検討し、不一致があった場合には、すぐに確認を要請する必要がある。	ご指摘の後、企業出庫分、販売店在庫分、商工会議所在庫分等については、四半期ごとに照合し、改善している。	報告書 P158
結果	2	在庫管理も商工会議所に委託されている業務の一部と考えられているが、委託が単年度契約であることから、年度末時点で商工会議所で保管されているゴミ袋の在庫の確認は、市立会のもとで行う必要がある。	ご指摘のとおり、市立会のもとで確認を行っている。	報告書 P158
結果	3	当初から、金券として担当者により厳重に管理されていた結果、紛失・流出などの事故はなかったものであるが、理論在庫の算出や現物との照合は必要である。シールが紛失した場合も発見されないことになり、管理状況としては妥当な状況ではない。 ・入出庫手続きを定め・記録を作成し・定期的に在庫と照合することは最低限必要である。また、市では 200 枚入りの開封していない束だけを保管しているが、サンプル作製したばらのシールもあり、これも含めて管理されることが望ましい。	在庫の入出庫表を作成し、現在、定期的に照合を行っている。	報告書 P159
結果	4	クリントピアで庁舎ごみとされているものの中に、庁舎ごみではないと思われるものが 1 件あった。ただし少量であり、また、庁舎作業により発生したものである可能性もあるが、確認できない。 (意見 1) 競艇は、競艇収入により運営されるべく企業会計が導入されている。区分経理の点からも、廃棄物減量政策の点からも、廃	(意見 1) 競艇場からの廃棄物の処理については、市の庁舎ごみとして負担金で対応している。	報告書 P167 報告書 P168 報告書 P169

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
		<p>棄物の処理について、他の民間事業者と同様のコスト負担が望まれる。なお、平成20年3月の持ち込み量を単純に1.2倍して計算すると、年額376万円程度となる。</p> <p>(意見2) 庁舎から発生するごみの内容を検討し、分別処理などの減量の可能性を検討することが望まれる。</p> <p>(意見3) 頻繁に庁舎ごみを搬入する車両に対しては、一部の小中学校、給食センター、競艇などに対して、車両番号を特定して計量カードが発行されているが、これらはクリントピアの判断で発行されている。平成20年度からは、庁舎ごみをクリントピアへ搬入する場合も、市の担当部署で承認されるだけで可能であるため、著しく不当とまでは言えない。また、クリントピアでは、搬入された廃棄物の内容を確認し、庁舎のごみであるか否かを判断することであり、一般ごみが不当に混入することはないと推測される。しかし、これらは規定化されておらず、現在の運営方法が必ず継続されることも限らない。少なくとも、庁舎ごみの計量カードの発行は、クリーン課に申請・承認したうえで行われる、などの手続きの追加が望まれる。また、クリーン課では、丸亀市関連の計量カード一覧を入手し、それぞれが所定の手続きを経て登録され、事業者委託・直営収集・庁舎などの登録された分類も誤りがないことを定期的に確認することが望まれる。それとともに、搬入ごみの内容をどのように確認しているのか、クリントピアでの管理状況を定期的に確認することが望まれる。</p> <p>(意見4) 有料化当初には、庁舎ごみの範囲について周知されているが、正式な文書としてイントラネットなどで確認できる状態にはない。また、シルバー人材センターなど、庁舎関連の草刈り業務の委託から発生する廃棄物は、庁舎ごみとして搬入されている。庁舎</p>	<p>(意見2) ごみの分別については、全庁内に周知している。</p> <p>(意見3) 現在の庁舎ごみの中で、課ごとに搬入する場合は、計量カードの使用はなく、クリーン課の搬入方法等の要領に従い、申請書を提出し搬入している。市庁舎全体としては、年1回程度、クリーン課で収集し、クリントピアに搬入している。計量カードについては、クリントピア、クリーン課等名簿を管理して、変更があれば、修正するようにしている。</p> <p>(意見4) シルバー人材センターなどが、庁舎ごみとして搬入する場合は、クリーン課の搬入許可書を発行している。</p>	

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
		<p>の草刈り業務を委託した場合などには庁舎ごみとされ、道路の植栽管理などの請負業務については、ごみの処理も請負設計書に含まれるという区分が行われているとのことである。また、当然であるが、シルバー人材センターの自主事業から発生したごみは、庁舎ごみには含まれない。実際には、申請書を見ただけでは庁舎から発生したものであることを確認できない。庁舎ごみの範囲については、イントラネット上での申請書に添付するなどして、明確に示すことが望まれる。また、委託業者が直接持ち込む場合には、担当部署で持ち込み許可を与える際に、許可書に業務名および作業日を記載することをルール化し、市からの受託作業による庁舎ごみであることを明確に認識できる状況にすることも必要に思われる。</p>		
結果	5	<p>記載状況を確認したところ、必要書類につき、チェックされていないものが数件あった。審査会の直前まで不足書類の追加が行われていたなどの理由であるとのことである。内容自体はヒアリング等により確認されているが、審査会では個々の申請書類までチェックしないため、審査時点での徴収状況を正確に反映したものにすることが必要がある。</p> <p>(意見) 審査書類チェックリストと申請書を、抽出により照合したところ、一部審査書類の内容とチェックリストが一致しないものがある。審査書類が不備であるような場合も、質問と過年度申請書の調査などにより確認された事項はチェックリストに可とされるが、証拠書類が残っていないことが原因であり、実質的に必要な内容確認は行われていた。このような場合には、確認した内容を記載し、必要とされる審査が実質的に行われたことを後日記憶によらずとも証明できる状況にしておく必要がある。</p>	<p>チェック漏れのないよう精査する。</p> <p>(意見) 審査書類不備の場合は、質問と過年度申請書の調査などにより、確認された事項は、明示することとする。</p>	報告書 P172

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
結果	6	発注単位・在庫は過大ではないが、出し入れの記録、現物シールとの照合などの管理は行われていない。	許可シールの管理については、出し入れの記録を整備する。	報告書 P173
結果	7	休暇については、突発的な理由によるもの以外は、事前に所属長による許可を得ることとされている。クリーン課の休暇許可簿を閲覧したところ、当日朝の連絡による欠勤の比率が多い。特に、清掃・し尿の収集業務は、毎日の収集対象が前もって定められており、ローテーションにより1班2名以上で収集作業にあたるため、突然の休みが多いと、作業に支障をきたす。毎日誰かが休暇を取るようであれば、人員は余分に必要となる。また、現実には事務担当が収集車に乗ることで対応されている。清掃作業は肉体的に重労働であるため、当日の体調による休暇が多くなることも理解できるものの、個人差が著しいことも事実であり、既定の厳格な適用が望まれる。	現在は、突然の休暇等で業務に支障が出る恐れがある場合は、課全体としての業務の中で、応援体制を敷き対応することとしている。	報告書 P180 報告書 P181
意見	1	ラインの改善につき、改善方法と成果について、具体的に記載した記録を作成することが望ましい。処理コストとの兼ね合いはあるが、残渣発生率の目標を定め、残渣発生量の原因分析を行うことが望ましい。そのうえで、ストック能力の増加が必要か否かの判断が必要と思われる。	カレット及びPETの残渣は、分別処理方法の改善により、毎年減少の傾向にあり、ストック能力の増加は必要ないと考える。	報告書 P135
意見	2	現在は、特に返還部分の検査を行う規定はないが、抜き取りでも、返還理由が妥当なものかをチェックするシステムを作ることが望まれる。特に返還率が異常である場合は、回収過程に問題がある可能性もあり、検討が必要である。	平成20年12月からは、取引業者からの残渣返品は中止した。一度民間の施設に持ち込まれた物の返却は認めないものとした。	報告書 P135
意見	3	紙についても、値上がり傾向にあり、最近では集荷場から盗難されることが問題とされている。ごみでなく有価物である、という認識をより強くした上での管理方法、例えば荷降ろし時の計量、納品書の授受などが望まれる。	ごみの集積所に資源ごみが有価物であるとの掲示版を表示する方向で進んでいる。荷卸ろし時の計算等は行っている。	報告書 P140

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
意見	4	事業ごみと家庭ごみに区分し、ごみに関して実際に発生しているコストを明確にした上で、クリントピアへの持ち込み料金が妥当であると判断した根拠を明示することが望まれる。	処理費を根拠とし、議会等の意見を考慮しながら、家庭から排出されるごみ料金と営利を目的とした事業系ごみ料金をそれぞれに設定している。	報告書 P148
意見	5	指定販売店を廃止する場合には、販売店証を回収することになっているが、廃止店舗が在庫として持っている粗大ごみ処理シール及びごみ袋を回収する定めを入れることが望まれる。 商工会議所の管理する販売店リストと市の許認可対象とを定期的に照合することが望まれる。	現状では事務処理上難しい状況である。リストの照合については、実施したいと考えている。	報告書 P154
意見	6	市で行う審査・承認業務と、会議所等で実施する配布・回収業務との責任分担が明瞭になるよう、検討が必要と思われる事項がある。	現在のところ、明瞭であると考えているが、再度、検討していきたい。	報告書 P154 報告書 P155
意見	7	小口の販売店は、商工会議所・商工会に取りに来るとのことであり、配送を全く行わない可能性もあるが、契約書によると、ごみ袋の配送等の責任が明確ではない。現状では、大口の販売店に対しては、製造業者が商工会議所・商工会からの指示により運搬業務を行っている。運搬の責任を明確にする契約とすることが望まれる。随意契約のよること自体の理由は明記されているが、委託の積算根拠は必ずしも明確ではない。ソフトウェアのリース契約書、職員の配置などの確認、精査した上で金額を決定する必要がある。	運搬の責任を明確とする契約が必要であるとのことですが、現在は、申し合わせ事項として対応しているが、今後、運搬の責任が明確になるよう検討していきたい。 委託料の積算根拠については、年間事務量に係る人件費やリース代金等、再度、精査し、検討していきたい。	報告書 P155 報告書 P156
意見	8	ごみ袋製造契約の実態は、提案型の契約に近く、当初の経緯からは合理性があるものの、長期間継続すると、既得権化することもある。自治体の事務の執行としては好ましくない。地元企業に優先して発注することにも合理性があるが、契約単価は、販売店への運送費を含んだものとされており、地元であるメリットは価格にも反映される。また、企業の技術や提案などに対し、入札時の加点項目を設ける入札制度もある。原材料高騰の現況下では、継続的に購買することが確実に見込める場合、原材料を早めに手配すること	貴重なご意見として、今後検討していきたい。	報告書 P156 報告書 P157

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
		も可能であることから、結果的に契約金額が安く設定できる可能性もある。しかし、原材料価格の予測に基づく生産は、リスクを伴い、そのようなリスクを企業に追わせることも妥当ではない。これらを考慮すると、入札方法には、一定の工夫が必要と思われるが、入札による契約業者決定が望まれる。		
意見	9	用途は制限されているとはいえ、4.5 円の原価に対して、100 円または 500 円の価格を有する金券であり、偽造や刷り増し・横流しなどが行われぬような契約方法をとること、また、発注先を公的機関にするなどの検討も必要と思われる。	内容を調査し、検討していきたい。	報告書 P157
意見	10	以上の事例については、環境ボランティア袋が目的外に使用されており、環境課への情報フィードバックをシステム化する必要がある。具体的には「一般廃棄物収集・運搬処理申請書」に回収実績を記入する欄があるので、これを記載の後、環境課に返還することとし、環境課ではボランティア活動の実施記録として保管することが望まれる。 また、家庭ごみ混入により回収しなかったなどの異常事態についても記載できる摘要欄を設け、実施状況につき留意が必要である点についても情報提供する書式、運用とすることが望まれる。	環境課と協議したい。	報告書 P161
意見	11	資産としての重要性は高くないが、不正に流用された場合、公平感に問題があり、担当者の異動によらず、一定のレベルの管理が行われる必要がある。現状の管理方法自体は妥当と思われるが、在庫の管理方法を定め、管理票の様式を作成し、担当者の異動によっても管理方法が不十分な状況にならないようにする必要がある。	一定のレベルの管理は行っているが、なお一層管理には、十分注意していきたい。	報告書 P162

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
意見	12	予算は課ごとに計上するとしても、単価の検討は大口発注者であるクリーン課の発注額と比較して行うこと、また、その検討結果が記録される必要がある。	これまでどおり、関連課と協議していきたい。	報告書 P162 報告書 P163
意見	13	少なくとも明示されている必要書類がそろったことをもって受付されると考えると、提出時に控えを返すことにより、非常に不備な申請の権利を主張されることも考えられる。受付時のチェックにより、受付印を付して返却することが望まれる。また、受付印と同時に記入する受付リストの作成は必要と思われる。	受付リストを作成整備する。	報告書 P174
意見	14	特殊勤務手当として「犬猫死体」の処理を行った場合に1件あたり475円が支給される。作業日報に記載される頭数を後に検証する方法はないが、著しく多いなど、不自然な状況ではなかった。しかし、対象が明確に定められておらず、丸亀市では、鳥類・爬虫類も対象とされている。対象を明確にし、妥当か否かの検討が必要と思われる。他団体では、犬猫及びそれに類するもの(狸など)だけを対象とするケースもある。また、犬について考えると、小型のものから大型のものまであり、また、遺体の状況はさまざまである。本来は、状況により支給管理が困難であること、公平性の範囲の判定が困難であることなどから一律に支給されているものと思われる。また、他団体でも同様の取り扱いとなっている。	丸亀市の場合は、一般廃棄物として動物の死体処理を行っており、対象の明確化及び支給管理も難しい状況である。	報告書 P180
意見	15	担当者が異動しても、通報記録に対する対応が適正に行われたことを検証可能な状況にする必要がある。	電話等での一般の質問等については、その場で対応しているが、その他、検討し回答などが必要な場合は、各担当で通報記録を作成している。	報告書 P182
意見	16	このような例は例示であり、ごみの処理は市民生活に密接に関連するため、各種通報や苦情が寄せられるとのことであるが、対応が困難または公平性に欠けることになる場合は、そのように明確に告げることも必要と思われる。	色々な意見を持つ市民の方がおり、明確につげることは難しい場合がある。	報告書 P182

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
結果	1	<p>預託金の2倍まで融資できる制度であり、現在の融資残高・新規利用状況に比べ、預託金水準の妥当性には疑問を感じる。現状を見ると、対象融資は民間の貸出で十分賄える状況であり、残高管理に必要な預託金を残し、制度自体の廃止も含めた検討が必要と思われる。一旦制度を廃止すると、必要性が発生した場合に対応できない、という判断もありうるが、毎年、実績から方針を検討し、その記録を残すことと、預託金として妥当な残高の水準を過去2年間の必要水準を基準とするような客観的な預託金水準の決定ルールを定める、という2点の改善が望まれる。</p>	<p>J Aの各生産部会や関係者に対し、再度、周知の徹底を図っている。</p> <p>平成21年度は、予算で500万円減額して計上している。</p>	<p>報告書 P22 報告書 P23</p>
結果	2	<p>業者のエリアを限定せず、競争性を高くする工夫が望まれる。</p>	<p>前年度と比べ3件だが(10月31日現在)1社随意契約から競争入札に替えた。</p> <p>今後も1社随意契約の見直しを図りたい。</p>	<p>報告書 P72</p>

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
結果	1	<p>三谷地区では、次表のとおり、農業集落整備マニュアルに沿って浄化槽との経済比較がなされ、経済性ありとの判定となっている。しかしながら、同じ計画上で事業費 1,253 百万円、資本費を含む維持管理費として 63 百万円が見込まれている中で、マニュアルの想定する標準的な単価を用い、建設費 851 百万円ということで比較が行なわれており、整合性のない内容となっている。</p> <p>さらに、丸亀市全体の農業集落排水の 18 年度実績との比較を行なうと接続率 100%としても 1 人当たり年間 33 千円程度の運営費用となっていることに加え、公営企業形態で行なわれている浄化槽事業の運営費用平均が 20 千円台にとどまっていることなどから、手法選択に十分経済性があるとは言い難い状況になっている。</p>	<p>三谷地区の事業計画策定では、農業集落整備マニュアルに沿って算出されている概算事業費（建設費 851 百万円）により採択となった経緯にあり、また、積上げ等により算出した概算事業費（事業費 1,253 百万円、資本費を含む維持管理費として 63 百万円）とは整合性がとれない内容となっておりますが、事業効果の表現等でわかりづらい点もございます。</p> <p>農業振興地域の集落排水の手法選択のあり方につきましては、丸亀市が水事情の悪い状況下にもありますので、処理水を農業用水として再利用する資源循環型の整備事業として採択になりましたが、今後については、地域性、経済性等を十分考慮した中で、当面は、合併浄化槽等による整備手法によるなどの方向性も含めまして、丸亀市の実態数字を踏まえた上で、排水処理については慎重に検討を加えてまいります。</p>	報告書 P111
意見	1	<p>農業集落排水事業について、特別会計の決算に直接かわることではないとはいえ、地方公営企業として本来は総括原価方式が基本とされるなかで、17 年度まで資本費として汚水処理費用に含めていた利払い及び償還費用を汚水処理費から落とした形で地方公営企業年鑑に開示しているのは、適切な処理とは言い難い。改善を図る必要がある。また、上記にも関連するが、受益と負担という視点からみると、整備手法を問わず統一料金とする料金政策の意義を否定できない一方で、地方公営企業という枠組みから言えば、同事業についても本来は使用料で一定割合の投資及び運営費回収を行っていく必要があることを、市民が認識として共有し、下水道事業の効率的執行に対し、市民がある種のモラルハザードを起こさないためにも、本来的に市民が負担すべきコストについて、適切に開示し、広報していく必要がある。</p>	<p>今後は、改善を図り適切な処理に努めます。</p> <p>使用料につきましては、市民負担の公平性に配慮する観点から、整備手法を問わず統一料金とすることも必要かと思えます。</p> <p>しかし、本来的に使用料で一定割合の投資及び運営費回収を行っていく必要があることを、市民が認識として共有できるよう、今後、適切に情報を開示し、広報するよう努めてまいります。</p>	報告書 P104

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
意見	2	<p>計画で想定されていると思われる下水道などの整備量については、前表で試算しているが、現行計画では、手段としての下水道や浄化槽の普及と水質改善の関係が、明確に整理されて盛り込まれておらず、達成状況の評価が困難になると考えられるので、この点について、計画に盛り込むかどうかは別として、明確化していく必要がある。</p> <p>また、施策の実施プライオリティについても、必ずしも触れられていないが、財政制約が強まる中で、効率的な施設整備が求められており、再度、各手法の特性を踏まえ、効率的な手法選択を行いつつ、速やかに施策展開を図っていく必要がある。</p> <p>監査という枠組みからは、政策立案にまで立ち入ることはできないと考えられるが、農業集落排水の手法選択過程には問題があると考えられる。浄化槽に比べて低コストで整備することは極めて難しいとみられ、農林水産省のマニュアルなどを拠り所とせず、丸亀市の実態数字を踏まえた上で、延長の可否について検討を進める必要がある。</p> <p>また、非汚水処理人口からの転換の重点は、みなし浄化槽設置家屋となるが、ア.他市町でも取り組まれている浄化槽整備を市の直営事業として展開することや、イ.汚水処理地域にあるみなし浄化槽で、接続できないやむを得ない事由がある場合には、接続工事の代替施工と料金減免との組み合わせによる普及促進、ウ.設置努力義務違反に対する何らかの制裁措置など、効果的かつ効率的な施策の導入についても、検討が望まれる。</p> <p>受益や負担の公平性から考えれば、汚水処理区域内の未接続が放置されることや、計画区域内で工事が長期化し、いつまでたってもみなし浄化槽から転換できないことなどは問題と言え、時間の概念を持ちつつ、世界に誇るべき瀬戸内海の汚染防止に対して、適切に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>下水道整備に対する施策評価として、下水道普及率、水洗化率、合併処理浄化槽設置補助基数による実績値、及び目標値を設定しておりますが、評価指標のひとつとして環境面での水質改善効果との関係がわかる指標のどれが適切であるかも含めて考え、明確化できる成果指標を考慮してまいります。</p> <p>また、施策実施については、より効率的な施設整備が求められておりますので、各手法の特性を踏まえながら、家屋が集中している地域や、大規模な開発が見込まれる地域は公共下水道で処理するなど、効率的な施設整備ができる地域を考え合わせて、財政的にコスト削減を図りながら整備促進を考えてまいります。</p> <p>農業集落排水の手法選択過程におきましては、水事情が悪い状況下にもありますので、下水処理水を農業用水として再利用する資源循環型の整備事業として採択した経緯がありましたので、今後、丸亀市の実態数字を踏まえた上で、延長の可否については検討を進めてまいります。</p> <p>また、地域の生活環境の改善、水質浄化等は、非汚水処理人口の減、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を減らしていくことで確実に改善されますが、現在、施策として、みなし浄化槽を撤去して合併浄化槽に換えたり、みなし浄化槽を雨水貯留槽として再利用する場合には、助成（費用）して改善を促進しております。さらに水洗化の向上等に有効な施策については今後も、検討してまいります。</p> <p>下水道の整備には、投資効果を十分考え合わせた上で、継続して公共水域の水質保全に向けて、適切に取り組んでいく所存です。</p>	報告書 P107

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
意見	3	これまでの進展をみると、旧綾歌地区、旧飯山地区も含めて、おおむね一定の効率性を確保する形で整備が進んでいると評価できるが、財政制約下で整備のスピードが落ちていることから、より効率的な事業推進を図る必要があるとともに、区域内に残る未接続家屋への対応により重点的に取り組んでいく必要がある。	今後も、財政状況を勘案しながら、より効率的な事業推進が図れるよう取り組んでまいります。 また、未接続家屋所有者には、水洗化期限の到来 6 ヶ月前、3 ヶ月前、到来後（督促）の通知を発送し、普及促進を行い、それ以後は、個別に事情を聴取しそれぞれの事情に応じて、指導を行っております。今後は、より積極的に戸別訪問を行い、また、当年供用開始地区へは、9 月の下水道デーにあわせて、融資あっせん等の制度を P R して、水洗化の普及促進活動に取り組んでまいります。	報告書 P109
意見	4	そのほか、低接続率も、農業集落排水の運営上の大きな課題となっており、速やかに加入を勧めることが、公平性確保の基本であるとの認識の下で、具体的な対応策を検討していく必要がある。	未接続者には、農業集落排水事業に理解をもとめ、個別に未接続の理由等を聞き取りし、供用開始から 3 年以内であれば融資あっせんを進める等していますが、今後も、粘り強く解決策を見出しながら、水洗化の普及促進を行ってまいります。	報告書 P112
意見	5	既述のとおり、みなし浄化槽からの転換がもっとも遅れていると考えられるが、みなし浄化槽の下水道事業認可区域など地域別の設置状況、転換が進まない要因などについて把握の上、さらなる整備促進について、具体的に検討を進めていく必要がある。	みなし浄化槽の地域別の設置状況、転換が進まない要因などについて、今後、把握につとめ、整備促進の方策の検討を進めてまいります。	報告書 P112
意見	6	施設の老朽化対策などにも視野に入っている中で、世代間の受益と負担のバランスを適切に確保しうる範囲にとどめていく必要がある。	繰出し及び地方債につきましては、集中改革プランに基づき、極力事業費を抑制し減額に努めてまいります。	報告書 P115

農業委員会

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
結果	1	許可の当否が後日問題となったときの対応を可能とするために、担当農業委員の事前の検討内容を記載した業務報告書を作成すべきである。	3条許可は、農地の耕作目的に係る権利移動であるため、転用許可(4・5条許可)の隣接農地への悪影響等の判断は要しない。従って、所定の許可基準に抵触していないかどうかの申請書類上の形式審査が主であり、特段、業務報告書の作成は必要ないと思料するところである。	報告書 P41
意見	1	丸亀市では、調整の内容についても確認を行い、実施可能性に問題がないか確認することが望まれる。	隣接農地関係者との調整の確認は、事務処理の迅速化、簡素化の観点からすべての事案について実施することは困難ですが、一定の申請地、転用目的、規模に該当する事案の場合には、被害防除措置の適否の判断材料として、隣接農地関係者同意書を行政指導として求めている。また、転用目的の実現可能性はその他の添付書類と現地調査のなかで確認している。	報告書 P39
意見	2	無断転用は、農地法で罰則が設けられているが、事実上は野放し状態になっている。前述のとおり、無断転用をしていた者の転用申請も、その者が定型的な「弁明書」を提出し、丸亀市はこれに対して「無断転用事案に係る意見書」を提出し、転用がスムーズに行なわれているのが現状であるが、このような運用自体、コンプライアンスを全く無視したものとわざるを得ない。丸亀市だけが、これらを厳密に適用することは難しいと推測されるが、より厳正な対応が望まれる。	無断転用を行い、追認許可を受けようとするとき、県事務処理要領で始末書の添付を求めているものであるが、当該申請に対する罰則等の対応を独自に厳密に適用することは困難である。なお、無断転用に至った経緯等その内容は、違法性の程度等に差があることから、無断転用事案を類型化し今後の対応の参考にする。	報告書 P39
意見	3	現地調査の実施結果を記載した報告書の作成が必要と思われる。	被害防除措置の妥当性、土地利用計画の確実性等、現地調査において特に確認すべき事項も、県への意見書のなかで反映されるので特に必要ないと思料するところである。	報告書 P39
意見	4	法律に関する事項であり、丸亀市に決定権限はないが、農地の権利移動の結果、農地の効果的利用に結びついているかどうかの事後的なチェック体制と農地の効率的利用に結びついていない場合における是正指導のための手段の整備が望ましい。	通常の農地パトロールのなかで随時確認していくとともに、改正農地法で規定された毎年1回の土地利用状況調査のなかで定期的に把握していくこととする。	報告書 P41

農業委員会

区分	番号	監査の結果(指摘事項)・意見	措置及び対応状況	備考
意見	5	<p>議会推薦の農業委員として、市議員が選任されているが、現在の業務内容及びその実施状況を考えると、市議員を選任する合理的理由も見出しにくい。</p> <p>前述のような農地転用の理由検討を、農業関係者だけで行うことに対する客観性を担保する、という意味では、本来の学識の意義に帰り、業務内容に応じた委員を推薦するべきであろう。</p>	<p>議会が推薦する農業委員は農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者として「農業委員会等に関する法律」で規定されていることから、従来から農業を営み実際の農業事情に精通した方の推薦をいただいている。</p>	
意見	6	<p>農地パトロールの記録を文書として残しておくべきである。</p>	<p>定期総会で年間活動計画を策定し、各委員にはその活動記録の報告をすることになっている。</p>	報告書 P50
意見	7	<p>農業委員に対しては、前述とおり、報酬が支払われているので、現地調査と農用地あっせん会議の出席状況は記録に残すべきである。</p> <p>その他、農業委員の活動実績についても、可能な限り記録に残しておくべきである。</p> <p>その上で、前述の農業委員各業務の件数の推移も踏まえ、農業委員数が適正か否かの検討を行うべきである。</p>	<p>農地転用の現地調査及び農用地あっせん会議の出席委員は、毎月の定例会議事録等の記録でその活動実績は把握できるようにしている。</p> <p>また、農業委員の定数については、選挙による委員は、選挙人の数に比例して定め、政令でその上限人数が定められているが、平成19年に条例改正し、農家数の減少等社会事情に合わせた選挙区の見直し(6 4選挙区)を行うことにより委員の適正な配分を実施しているところであり、毎年農業委員選挙人名簿登録者数の推移をみながら改定することになっている。</p>	報告書 P53